

# 行田市住宅改修資金補助制度のご案内

市民の方が市内施工業者により個人住宅等の改修工事を行った場合に、市がその費用の一部を補助します。

【補助対象住宅】 市民が市内に所有する個人住宅

## 【対象者の要件】

次の要件にすべて該当する方が対象となります。

- ◇対象住宅の所有者かつ居住者であること
- ◇市税を滞納していないこと
- ◇対象となる改修工事について、市が実施する他の同様の補助金または助成を受けていないこと

## 【補助対象工事】

令和3年4月1日以降に市内施工業者が行う改修工事で、20万円(消費税抜き)以上のもの(令和4年3月31日までに完了する工事に限る)。※当該年度に着工した工事が対象です。

- ◇住宅の内装又は外装の改修等に係る工事
- ◇住宅の増築又は間取りの変更に係る工事
- ◇居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の工事
- ◇住宅に附帯する外構施設(駐車場、塀、門、外灯等)に係る工事
- ◇その他、市長が適当と認める工事

【補助金額】 改修工事費(消費税抜き)の5%相当額で、上限は10万円です。

## 【提出書類】

- ① 住宅改修資金補助金交付申請書兼請求書
- ② 住民票
- ③ 未納税額のないことの証明書(完納証明書)
- ④ 固定資産税の課税明細書またはそれに代わる書類
- ⑤ 工事証明書
- ⑥ 改修工事前と改修工事後の現場写真
- ⑦ 改修工事の工事内訳書(コピー可)(見積書、請求書及び契約書等、工事の明細がわかるもの)
- ⑧ 領収書(コピー可)

【提出場所】 行田市役所 商工観光課 (郵送でも、受け付けています)

## 【その他】

- ・申請は工事着工後に行ってください(令和3年4月1日以後の工事が対象となります)。  
※予算の範囲内での補助となりますので、申込状況により年度途中で終了することがあります。
- ・住宅用火災報知器が未設置の場合、改修工事と併せて設置するようお願いいたします(法律で設置義務が定められているので、設置された場合でも補助対象工事の対象外になります)。
- ・市内施工業者は、可能な限り県産木材の使用に努めてくださるようお願いいたします。

裏面も必ずご確認ください

## 〈添付書類について〉

	添付書類	要件等
①	交付申請書兼請求書	◆住宅改修資金補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を使用すること ◆口座名義人は申請者と同一とすること
②	住民票	◆本籍とマイナンバーは不要
③	完納証明書	◆税務課で証明をもらうこと
④	固定資産税の課税明細書	◆固定資産税の課税明細書（例年5月頃送付）もしくは家屋証明書・課税台帳の写し等、住宅等の所有者が確認できるもの
⑤	工事証明書	◆「工事証明書」（様式第2号）を使用し、すべての項目が記入済みであること ◆施工業者等の社判が押印されていること
⑥	現場写真	◆改修工事前と改修工事後の写真を貼付すること（日付入りのもの）
⑦	工事内訳書 （コピー可）	◆下記の1～6を全て満たすこと 1. 工事をする住宅の所在地及び宛名（申請書者名）が記載されていること 2. 施工業者、所在地、電話番号が記載され、社判が押印されていること（個人の場合は、氏名、住所、電話番号が記載されていること） 3. 作成日が明記されていること 4. 改修工事費用が明記されていて、領収書の金額と一致すること 5. 「一式」の表示ではなく、数量、単価等の記載があり、工事の内容が具体的に判別できるもの ◆上記1～5をすべて満たせば「見積書」、「請求書」及び「契約書」等でも構いません。
⑧	領収書 （コピー可）	◆下記の1～6を全て満たすこと 1. 日付が記載してあること 2. 宛名が申請者名となっていること 3. 改修工事費として支払った金額の総額が明記されていること 4. 但し書きが記載されていて、改修工事費用の支払いがわかること 5. 印紙（印紙税法第17号文書に基づくもの）が正しく貼付されていること 6. 発行した事業所名・所在地に加え、社判（又は代表社印）が押印されていること

## 〈補助金対象外工事について〉 下記の工事等は、対象外となります。

改修工事等の種類	内 容
設備工事	家電品（エアコン、AV機器、冷蔵庫等）、その他の物品の購入
	電話、インターネット、テレビアンテナ等の設置又は配線工事等
外構工事	植栽、造園工事等
その他の工事	太陽光発電システム、蓄電池等

問い合わせ

行田市役所商工観光課 TEL：556-1111（内線 374）